

元の生活を返せ訴訟 第40回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第40回口頭弁論

福島地裁いわき支部

第40回口頭弁論：3月16日（月）9：50から

同時開催：第40回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平
字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2020年3月16日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義

今回の期日では、東電と国の責任やいわき市の被害の実情について、原告団長の伊東達也氏と、社会調査の専門家である高木竜輔准教授への尋問を実施します。広い視野に基づき、いわき市の実情について説明していただきます。

第2 第40回口頭弁論の概要

1 原告

(1) 尋問内容

○高木竜輔先生（尚絅学院大学総合人間科学系社会部門・准教授）

高木先生は社会調査の専門家であり、福島第一原発事故当時、いわき明星大学（准教授）に所属していました。

先生は、原発事故被害に対する意識や避難者に対する意識等の調査を明らかにするため、2014年にいわき市民を対象として調査を行い、2017年には福島県内3都市（いわき、郡山、会津若松）の市民を対象に調査を行いました。

たとえば、2014年調査において、46.7%のいわき市民（平、小名浜）が「放射能の健康影響への不安」があると答えています。そして、その健康不安が強くなればなるほど、補償の不公平感や市民同士の分断・軋轢を感じる割合が増えているとの結果が出ています。つまり、原発事故は、放射能の健康不安という直接的な被害を生じさせ続けているだけでなく、市民の分断・軋轢といった状況まで生じさせ、市民全体に重大な精神的苦痛を与え続けていることが判明しました。

尋問では、このような調査の結果判明した事実を詳しく説明してもらいます。

○伊東達也氏（原告団長）

伊東さんは、事故前から原発に反対する住民運動団体に加わっており、長年に渡り、東京電力や国に対して自己を防ぐための申入れや、安全対策を求める申し入れを行い続けてきました。

伊東さんは、本件事故の原因となった津波の問題に関しても取り上げており、自分たちの訴えにもっと東京電力が耳を傾けていれば、本件事故は起こらなかったのでは

ないかとの気持ちがあります。

本人尋問の前半では、伊東さんらがそのような申入れを数多く行っていたことから、東京電力に本件事故が起きる予見可能性があったこと、何ら対策を講じてこなかったことによる東京電力や国の悪質性を明らかにします。

また、本人尋問の後半では、その知識と経験から、他の原告とは異なり、伊東さん個人の経験だけでなく、いわき市全体の被害の実情を説明してもらいます。

そして、現在も続く被害の実情として、福島第一原発事故の現状と、それに基づくいわき市民の不安等を説明してもらいます。

(2) 提出書面

○準備書面（80）

元ゼネラル・エレクトリック社の原子力事業部にいた佐藤暁氏に証言（生業訴訟）に基づき、福島第一原発において実施すべきであった津波対策について説明しています。

○裁判所作成の主張整理に関する書面

裁判所が作成した、原被告の主張のまとめに対して、その内容を修正した書面を提出しました。

2 東電

準備書面の提出はありません。

3 国

第31～34 準備書面（結果回避措置、予見可能性に関する書面）

裁判所作成の主張整理に関する書面

4 第40回口頭弁論の進行

午前に高木竜輔先生の尋問を実施し、午後伊東達也原告団長の尋問を実施する予定です。

5 次回第41回法廷

2020年5月26日（火）

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前9時50分を予定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）

世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

2, 原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時 0.04 マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で 18 歳未満の者に対しては毎月 8 万円、それ以外の者に対しては毎月 3 万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金 25 万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金 25 万円（②の慰謝料と合わせて合計 50 万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以 上